

令和7年度 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業

募

集

案

内

本事業の目的

都市化の進展に伴う核家族化や地域との関係の希薄化、共働き世帯の増加や未婚・晩婚化による家族形態の変化等、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く社会状況が変化する中、児童虐待やいじめ、非行やひきこもり等、子ども・若者が抱える問題は複雑・深刻化しています。

子ども・若者が健全に成長し、社会的に自立していくためには、人と関わりながら、様々な活動や体験をし、多様な価値観や考え方に触れることで、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、自信や自己肯定感を得ることが重要ですが、社会状況の変化に伴い、そうした機会は減少傾向にあります。

そのため、学校や家庭だけではなく、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えあいながら、子ども・若者が安全・安心して過ごせる居場所があり、その中で、多様な価値観や考え方に触れ、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、自信や自己肯定感が得られるようしくみづくりをすることが必要になります。

川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業は、子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い、支え合うことのできるまちを目指し、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体を育成・支援することを目的として実施します。

募集期間 令和7年2月5日(水)～2月21日(金)

※申請方法、受付時間等については、4ページをご覧ください。

補助対象団体

営利を目的としない団体で、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 地域の住民や団体等（町内会・自治会、PTA、民生委員・児童委員、青少年指導員その他の地域ボランティア等）、行政機関、学校や保育所等との連携により、地域の子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくり等を行うものであること（地域の住民や団体等が、それぞれの立場から取組に参加し、助言を行う等、地域と連携した中で、取組内容の充実が図られる必要があります。）。
- (2) 年間を通じて日常的・継続的に実施するもので、実施場所が確保されていること。
- (3) 利用者の参加に当たっては、原則として条件を付さないこと。ただし、本事業の目的に沿った条件であると認められる場合はこの限りではありません。
- (4) 補助対象期間において、補助対象となる取組に対して、川崎市及び川崎市が出資する法人等から同種の助成を受けないこと。

補助対象期間

令和7（2025）年4月1日～令和8（2026）年3月31日

補助対象経費

補助対象期間に係る経費のうち、取組の実施に直接要する経費（※1）のみを補助対象経費とし、具体的には、次に掲げるものとします。

- （1）実施場所の賃借料（※2）
- （2）実施場所の光熱水費（電気・ガス・水道料金）
- （3）会場使用料
- （4）講師謝礼・ボランティア謝礼（団体の構成員に対して支払うものは対象となりません。）
- （5）物品の購入費（※3）
- （6）印刷製本費
- （7）通信費
- （8）その他取組の実施に必要と認められる経費（ボランティア保険料、OA機器レンタル料など）

※1 団体の運営維持に係る経費は、補助の対象となりません。

※2 取組の実施にかかわらず団体が日常的に使用する事務所の賃借料については、補助対象とはなりません。また、賃借料については、共益費を含み、賃貸借契約の更新料は含みません。

※3 10万円未満の消耗品・事務用品・器材・食材等の購入費

補助金の額

次の表のとおり、補助対象経費の総額の2分の1かつ活動日数に応じた区分ごとの上限額を限度とし、予算の範囲内で補助金の額を決定します。

区分	A) 年間 12 日以上 (月 1、2 日程度)	B) 年間 50 日以上 (週 1 日程度)	C) 年間 100 日以上 (週 2、3 日程度)	D) 年間 200 日以上 (週 4 日程度以上)
上限額	補助対象経費の総額の 1/2 かつ 上限 20 万円	補助対象経費の総額の 1/2 かつ 上限 40 万円	補助対象経費の総額の 1/2 かつ 上限 60 万円	補助対象経費の総額の 1/2 かつ 上限 80 万円

※ただし、初めて補助金の申請をする団体で、かつ新たに取り組を行う場合のみ、活動日数に応じた区分ごとの上限額を限度とし、予算の範囲内で補助金の額を決定します。

区分	A) 年間 12 日以上 (月 1、2 日程度)	B) 年間 50 日以上 (週 1 日程度)	C) 年間 100 日以上 (週 2、3 日程度)	D) 年間 200 日以上 (週 4 日程度以上)
上限額	上限 20 万円	上限 40 万円	上限 60 万円	上限 80 万円

必要書類

(1) から (3) の指定様式は市公式ウェブサイトに掲載します。(URL等は4ページ参照)

次の書類を全てA4用紙(最大でも30枚程度)で御提出いただくか、所定の市公式ウェブサイト(4ページにURLを掲載)のエントリーフォームに入力してください。

(1) 地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付申請書(指定様式)

(2) 地域子ども・子育て活動支援助成事業計画書(指定様式)

下段「審査について」を踏まえて記載してください。また、計画書に記載した内容がわかる書類(チラシやたより等の広報物、既存の取組の場合は事業報告書等)を添付してください。

(3) 計画書記載の取組内容に関する収支予算書(指定様式)

(2)に記載した内容に関わる収支予算書を作成の上、積算根拠を示す関係書類(実施場所の賃借料は契約書等、光熱水費は前年度の領収書等)を添付してください。また、前年度の交付団体が継続して申請する場合、前年度の収支見込を添付してください。

(4) 団体等の定款、規約・会則、役員名簿

(5) 団体全体の令和6年度収支決算書(見込)、令和7年度収支予算書(案)

団体全体の収支決算書(見込)及び収支予算書(案)を提出してください。

(6) 過去3年間(令和4～6年)の活動状況が分かる書類

期間中に活動実績があり、当補助金を受給していない場合は提出してください。

※(1)～(6)以外に、追加で資料の提出を求める場合があります。また、申請様式は変更となる場合があります。ウェブサイトから最新のものを使用してください。

審査について

御提出いただいた計画書等をもとに、必要に応じて実施場所の現地確認等により取組内容の確認を行った上で、次の審査項目や審査の観点に基づき総合的に審査を行い、交付団体を決定します。

審査項目	審査の観点
目的との整合性	・「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるという本事業の目的に沿った取組であるか。 ・地域の子ども・若者の健全育成が図られる取組であるか。
取組の公益性	・取組内容が「困難な課題を抱える子ども・若者」や「特別な支援が必要な子ども・若者」に働きかけることができるなど、公益性の高いものであるか。 ・地域の課題を捉え、その解決に向け、地域の住民や団体等と連携して、継続的に取り組むものであるか。また、地域住民の幅広い参加や利用が期待できる取組であるか。
取組の具体性 ・実現性	・取組内容と実施スケジュールが抽象的ではなく具体的であるか。 ・実施場所の確保、人員体制、予算等の観点から取組の実現性があるか。 ・これまでに継続して実施している取組であり、既に事業の実施体制が整っていると認められるか(本補助金の助成の有無は問わない)。
取組の効果	・取組に独自性があり、地域における連携を強化するなど、魅力あるものであるか。 ・他への参考となり、先例となるような取組であるか。
補助の必要性	・取組内容に対し、公費支出の必要性があるか。

注意事項

- 補助金の交付・不交付については、書面により通知します。交付決定された団体は、川崎市に請求書を提出してください。補助金は概算払で、団体の保有する口座に振り込みます。
- 実施期間中に、取組内容を変更又は中止しようとする場合は、承認申請書を川崎市に提出し、承認を得る必要があります。
- 交付団体には、取組終了後15日以内に実績報告書及び関連書類の提出が必要です。実績報告書等を審査し、交付すべき補助金の額を確定します。なお、その確定額を超える補助金が交付されているときは、その超える分について返還が必要です。
- 本事業の実施は、川崎市議会における令和7年度予算の議決を要しますので、あらかじめ御了承ください。

説明会・相談会のお知らせ

本事業について説明するとともに、補助金の申請方法等についての御相談を受け付けるための説明会・相談会を次のとおり開催します。事前予約は不要です。

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ① 令和7年1月27日（月）9：00～12：00 | 川崎市役所本庁舎304会議室 |
| ② 令和7年1月30日（木）9：00～12：00 | 高津区役所5階 第5会議室 |

①と②は同様の内容です。また、説明会・相談会への参加は申請要件ではありません。説明会・相談会に参加できない場合は、電話やオンラインによる御質問・御相談も随時受け付けますので、こども未来局青少年支援室までお問合せください。

申請方法

書類をこども未来局青少年支援室に直接提出、又は市ウェブサイトのエントリーフォームからお申込みください。書類をお持ちになる際は、必ずメール（45sien@city.kawasaki.jp）や電話（受付は土日・祝日を除く、9時～12時/13時～17時）で**事前連絡した上で**、指定された日時にお越しください。ウェブサイトでのお申込みであっても、必要に応じて、お越しいただいて確認させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

お問合せ・申込み先

川崎市こども未来局青少年支援室

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎15階

電話 044-200-2668

FAX 044-200-3931

e-mail 45sien@city.kawasaki.jp



JR川崎駅東口から徒歩8分・京急川崎駅から徒歩5分

市公式ウェブサイトURL

（令和7年度川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業の募集について）

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000073744.html>

※募集に関する情報、エントリーフォーム・申請様式を掲載しております。

右の二次元コードをご利用ください。

